

CNS-SIM

サービス料金表

通則

(料金表の適用)

- (1) CNS-SIMサービスに関する料金は、この料金表に規定します。
- (2) 表記の税込価格は消費税率10%の価格です。消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。

(料金等の変更)

- (3) 当社は、CNS-SIMサービスに関する料金を変更することがあります。

(料金等の臨時減免)

- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、契約約款又は料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
- (5) 当社は、料金等の減免を行ったときは、取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(端数処理)

- (6) 料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(支払日)

- (7) 契約者は、CNS-SIMサービスに関する料金を提供した月の翌月27日に当社へ支払うものとします。
ただし、音声通話料及びSMS送信料は利用した月の翌々月27日に、また、手続に関する料金については当該手続を行った月の翌月27日に支払うものとします。

料金（税抜）

1 品目

CNS-SIMサービスには次の種類があります。

品目	内容
D プラン	株式会社 NTT ドコモの回線を利用した通信サービス
A プラン	KDDI 株式会社の回線を利用した通信サービス

SIM カードタイプ一覧

(i) D プラン関係

1	Mini SIMカード	2	Micro SIMカード	3	Nano SIMカード
4	SMS機能付き Mini SIMカード	5	SMS機能付き Micro SIMカード	6	SMS機能付き Nano SIMカード
7	音声通話機能・SMS機能付き Mini SIMカード	8	音声通話機能・SMS機能付き Micro SIMカード	9	音声通話機能・SMS機能付き Nano SIMカード

備考

(1) 上記のうち、7～9 は、CNS-SIM サービス契約約款第 14 条の 2 で規定する初期契約解除制度の対象となります。それ以外の 1～6 は、初期契約解除制度の対象ではありません。

(ii) A プラン関係

1	SMS機能付き Mini SIMカード	2	SMS機能付き Micro SIMカード	3	SMS機能付き Nano SIMカード
4	音声通話機能・SMS機能付き Mini SIMカード	5	音声通話機能・SMS機能付き Micro SIMカード	6	音声通話機能・SMS機能付き Nano SIMカード

備考

(1) 上記のうち、4～6 は、CNS-SIM サービス契約約款第 14 条の 2 で規定する初期契約解除制度の対象となります。それ以外の 1～3 は、初期契約解除制度の対象ではありません。

2 登録・変更手数料

2-1 適用

CNS-SIMサービス契約約款第20条1号で規定する登録・変更手数料は、次の通りとします。

2-2 CNS-SIM サービス利用の登録に係わる料金

登録関連	料金	枚
登録・変更手数料	3,000 円（税込 3,300 円）	1

2-3 A プランの 5 分かけ放題機能の解除に係わる料金

登録関連	料金	枚
変更手数料	9,800 円（税込 10,780 円）	1

備考

- (1) 5分かけ放題機能の回線を更新月以外に音声付機能に変更する場合にかかります。
- (2) 契約は2年契約の自動更新で、更新月は1ヶ月となります。回線開通の翌月を起算月として24ヶ月が契約期間、契約期間の翌月1ヶ月を更新月とし、更新月を起算月として24ヶ月が契約期間となります。

3 利用料

3-1 適用

CNS-SIM サービス契約約款第 20 条 2 号で規定する利用料は、次の通りとします。

3-2 データプラン

(i) D プラン関係

品目	利用料 (月額)	速度	高速通信可能 データ量	SIM 枚数 (最大)
おてがるスマホ	600 円 (税込 660 円)	最大 200kbps	なし	1
スタート	900 円 (税込 990 円)	最大 150Mbps	3GB	1
ライト	1,500 円 (税込 1,650 円)	最大 150Mbps	6GB	1
プロ	2,800 円 (税込 3,080 円)	最大 150Mbps	10GB	3

備考

- (1) 「おてがるスマホ」は、音声通話機能付き専用プランであり、別途、音声通話機能利用料として 980 円(月額)がかかります。
- (2) 「プロ」をご利用の場合、SIM カードの枚数は 3 枚を上限に、契約者が選択できます。

(ii) A プラン関係

品目	利用料 (月額)	速度	高速通信可能 データ量	SIM 枚数 (最大)
おてがるスマホ	600 円 (税込 660 円)	最大 200kbps	なし	1
スタート	900 円 (税込 990 円)	最大 150Mbps	3GB	1
ライト	1,500 円 (税込 1,650 円)	最大 150Mbps	6GB	1

備考

- (1) 「おてがるスマホ」は、音声通話機能付き専用プランであり、別途、音声通話機能利用料として 980 円 (税込 1,078 円) (月額)がかかります。

3-3 オプションプラン

3-3-1 音声通話機能 利用料

(i) D プラン関係

細目	料金
基本料金（月額）	SIM カード1枚につき980円(税込1,078円)（ただし、当社インターネット接続サービス加入者、またはドコモ光向けインターネット接続サービスの契約を締結している場合は780円(税込858円)になります）。
SMS 料金	ドコモが定めるFOMA サービス契約約款及びXi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）。
通話料金（国内）	ドコモが定めるFOMA サービス契約約款及びXi サービス契約約款において通話モードに係る料金及び64kb/s デジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10円(税込11円)（注1）。
通話料金（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額(消費税は課税されません)。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10円(税込11円)（消費税は課税されません）（注1）(注2)。
国際ローミング料金	ドコモが定めるFOMA サービス契約約款及びXi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(消費税は課税されません)。

(注1) 音声通話機能付きSIMカードの利用のために当社が発行した電話番号又はMNP転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信できない場合があります。

(注2) 当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

備考

- (1) 音声通話機能の利用の終了（機能区分の変更、SIMカードの削除又は契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- (2) 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はCNS-SIMサービスの利用を停止することがあります。
- (3) 通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。
- (4) 音声通話機能の利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

- (5) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- (6) 音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。
- (7) 音声通話機能は、提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して12ヶ月を最低利用期間とします。

(ii) A プラン関係

細目	料金
基本料金（月額）	SIM カード1枚につき980円(税込1,078円)（ただし、当社インターネット接続サービス加入者、またはドコモ光向けインターネット接続サービスの契約を締結している場合は780円(税込858円)になります）。
SMS 料金	KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款において SMS 機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）。
通話料金（国内）	KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款において通常通話に係る料金として定められた額と同額。
通話料金（国際）	KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款において au 国際通話に係る料金として定められた額と同額(消費税は課税されません)。
国際ローミング料金	KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款においてローミングに係る料金として定められた額と同額(消費税は課税されません)。

備考

- (1) 音声通話機能の利用の終了（機能区分の変更、SIM カードの削除又は契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- (2) 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は CNS-SIM サービスの利用を停止することがあります。
- (3) 音声通話機能の利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- (4) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- (5) 音声通話機能に付帯して KDDI が利用可能としているサービスを利用した場合、KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。
- (6) 音声通話機能は、提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して12ヶ月を最低利用期間とします。なお、5分かけ放題機能オプションを解除した場合、解除した日の属する月の翌月1日から起算して12ヶ月を最低利用期間とします。

3-3-2 音声通話機能オプション 利用料

(i) D プラン関係

細目	料金
10 分かけ放題機能料金 (月額) (注 1) (注 2)	1 電話番号につき 830 円 (税込 913 円)
留守番電話機能料金 (月額)	1 電話番号につき 350 円 (税込 385 円)
割り込み電話機能料金 (月額)	1 電話番号につき 250 円 (税込 275 円)

(注 1) 1 音声通話あたり 10 分以内の通話料金が無料となります。1 音声通話 10 分超過分は有料となります。

ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した日本国内間の音声通話に限ります。外国への通信に係るもの、当社が別途指定する電話番号への通話等については対象外となります。

(注 2) 10 分かけ放題は、法人による利用、又は個人による事業として若しくは事業のための利用の場合、お申込みいただけません。

備考

- (1) 提供を開始した日の属する月から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末までの期間とします。
- (2) 変更申込みは、1 電話番号につき 1 ヶ月 1 回に限ります。
- (3) 音声通話機能の利用がない場合、お申込みいただけません。

(ii) A プラン関係

細目	料金
5 分かけ放題機能料金 (月額) (注 1) (注 2)	1 電話番号につき 830 円 (税込 913 円)
電話基本パック機能料金 (月額) (注 3)	1 電話番号につき 380 円 (税込 418 円)
割り込み電話機能料金 (月額)	1 電話番号につき 250 円 (税込 275 円)

(注 1) 1 音声通話あたり 5 分以内の通話料金が無料となります。1 音声通話 5 分超過分は有料となります。

(注 2) 契約は 2 年契約の自動更新で、更新月は 1 ヶ月となります。回線開通の翌月を起算月として 24 ヶ月が契約期間、契約期間の翌月 1 ヶ月を更新月とし、更新月を起算月として 24 ヶ月が契約期間となります。

(注 3) 留守番電話サービス、三者通話サービス、迷惑電話撃退サービスをセットにしたサービスです。

備考

- (1) 提供を開始した日の属する月から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末までの期間とします。
- (2) 変更申込みは、1 電話番号につき 1 ヶ月 1 回に限ります。
- (3) 音声通話機能の利用がない場合、お申込みいただけません。

3-3-3 SMS 機能 利用料

(i) D プラン関係

細目	料金
基本料金 (月額)	SIM カード 1 枚につき 140 円 (税込 154 円)
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額 (国外への送信においては、消費税は課税されません)。

備考

- (1) SMS 機能の利用の終了 (機能区分の変更、SIM カードの削除又は契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。)に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記 SMS 機能利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- (2) SMS 料金とは、SMS の利用に応じて、基本料金 (月額) とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (3) SMS 機能の利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいづであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(ii) A プラン関係

細目	料金
基本料金 (月額)	データプランの利用料 (月額) に含む
SMS 料金	KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款において SMS 機能に係る料金として定められた額と同額 (国外への送信においては、消費税は課税されません)。

備考

- (1) SMS 料金とは、SMS の利用に応じて支払を要する料金として定めるものです。
- (2) SMS 機能の利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいづであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

3-3-4 フィルタリング機能 利用料

(i) D プラン関係

細目	料金
i-フィルター for マルチデバイス料金 (月額)	1 ライセンス 300 円 (税込 330 円)

備考

- (1) 詳細については、別途デジタルアーツ株式会社の「i-フィルター for マルチデバイス」利用規約」において定めます。

(ii) A プラン関係

細目	料金
i-フィルター for マルチデバイス料金 (月額)	1 ライセンス 300 円 (税込 330 円)

備考

- (1) 詳細については、別途デジタルアーツ株式会社の「i-フィルター for マルチデバイス」利用規約」において定めます。

4 MNP転出手数料

4-1 適用

CNS-SIMサービス契約約款第20条3号で規定するMNP転出手数料は、次の通りとします。

4-2 MNP 転出手数料

変更関連	料金	枚
MNP転出手数料	3,000円 (税込3,300円)	1

5 違約金

5-1 適用

CNS-SIMサービス契約約款第7条2項で規定する、最低利用期間内に契約の解除があった場合の違約金は、次の通りとします。

5-2 1 契約あたりの違約金

(i) D プラン関係

品目	違約金額
音声通話機能	(12ヶ月-利用月数 (利用開始日の属する月を0と起算します)) × 1,000 円 (税込1,100円)

備考

- (1) 音声通話機能は、提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して12ヶ月を最低利用期間とします。

(ii) A プラン関係

品目	違約金額
音声通話機能	9,800 円 (税込10,780円)
5分かけ放題機能	9,800 円 (税込10,780円)

備考

- (1) 音声通話機能は、提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して12ヶ月を最低利用期間とします。
なお、5分かけ放題機能オプションを解除した場合、解除した日の属する月の翌月1日から起算して12ヶ月を最低利用期間とします。
- (2) 5分かけ放題機能の回線を更新月以外に解除する場合にかかります。5分かけ放題機能の契約は2年契約の自動更新で、更新月は1ヶ月となります。回線開通の翌月を起算月として24ヶ月が契約期間、契約期間の翌月1ヶ月を更新月とし、更新月を起算月として24ヶ月が契約期間となります。
5分かけ放題機能をご利用の場合は、音声通話機能の違約金は適用となりません。

※ 表記の税込価格は消費税率10%の価格です。消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は、変更後の税込価格で精算させていただきます。

平成 25 年 8 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 7 月 1 日改定

平成 28 年 12 月 1 日改定

平成 29 年 9 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 10 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定施行